12　紛争予防、危機管理及び紛争後の安定化に関する地域機関及び小地域機関の能力を強化することの重要性を認識し、アフリカ連合及び支援国に対し、アフリカによる平和維持の実効性を更に高めるために引き続き協働するよう要請する。

13　決議第二千十号（二千十一年）13の規定を想起する。

14　ソマリアの長期的な安全及び安定を確保するためにはソマリア治安部隊の発展が非常に重要であることを強調し、ＡＭＩＳＯＭに対し、ソマリア治安部隊の能力と実効性の向上に助力するその取組を引き続き拡大させるよう要請し、加盟国、地域機関及び国際機関に対し、連携した援助、訓練及び支援を提供するためＡＭＩＳＯＭと協働するよう要請し、この関連で、加盟国の二国間支援計画及び欧州連合ソマリア訓練ミッション（ＥＵＴＭ）を通じたソマリア治安部隊の訓練を歓迎する。

15　モガディシュの安定化のために実効的な警察の存在が果たしうる重要な役割に留意し、引き続きソマリア警察の実効性を高めていくことの必要性を強調し、ＡＭＩＳＯＭの中に運用可能な警察部門を形成するとのアフリカ連合の願望を歓迎する。

16　全ての当事者及び武装集団に対し、人道要員及び物資の安全を確保するために適切な措置をとるよう要求し、更に、全ての当事者に対し、人道法、人権法及び難民法に従って、ソマリア全土において、支援を必要とする人々に対し時宜を得て人道的支援を届けるために、完全かつ妨害のないアクセスを確保するよう要求する。

17　武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）、第千七百三十八号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、作戦中に文民の死傷者を減少させることに関してＡＭＩＳＯＭが果たした進展を歓迎し、ＡＭＩＳＯＭに対しこの関連で引き続き取組を強化するよう要請し、二千十一年十二月九日のソマリアに関する事務総長の報告書（Ｓ／二〇一一／七五九）に言及されているとおり、文民死傷者追跡分析対応室（ＣＣＴＡＲＣ）を設置するとのＡＭＩＳＯＭの約束を称賛し、国際社会の支援国及びパートナーに対し、ＣＣＴＡＲＣの設置に向けて更なる支援を行うよう要請する。

18　ＡＭＩＳＯＭが二千十一年の間接照準射撃政策を支持したことを歓迎し、ＡＭＩＳＯＭに対し、新しい部隊及び装備の全てに対して、この政策を採用し実施するよう奨励する。

19　決議第千八百四十四号（二千八年）における理事会の決定を想起し、行程表を含むソマリアにおける和平及び和解のプロセス並びにＡＭＩＳＯＭ及びソマリア治安部隊の努力を阻害することを目的とする行為に従事する国内外の主体に対して措置をとるとの、アフリカ連合を含む国際社会の決定を歓迎する。

20　理事会が現地情勢を不断に見直し、及び将来の決定には、ＡＭＩＳＯＭの下記の目的達成に向けた進展度合いを考慮する意図を有していることを強調する。

(a)　政治的戦略の中に統合された明確な軍事的目的に基づき、ソマリア治安部隊及びＡＭＩＳＯＭが、主要な町を含むソマリア中南部全域において安全及び安定を強化すること。

(b)　ＡＭＩＳＯＭが治安問題に関し地域的に実効的な調整及び協力を行うこと。

(c)　国際社会と調整し、明確な指揮統制系統の下に統合された部隊を持つソマリア治安部隊の実効性を向上させるための支援を行うこと。

21　アフリカ連合に対し、この決議の1及び2の規定の履行並びに新たな指揮統制系統及びその下での部隊の統合を含め、ＡＭＩＳＯＭの任務の履行について、この決議の採択から三十日以内に、及びその後は六十日毎に、事務総長を通じて、報告書を提出することによって、安全保障理事会に対して定期的に報告するよう要請する。

22　ソマリア当局は、ソマリアからの木炭の輸出を防止するために必要な措置をとるべきこと、及び、全ての加盟国は、かかる木炭がソマリア産か否かを問わず、ソマリアからの直接又は間接の木炭の輸入を防止するために必要な措置をとるべきことを決定し、更に、全ての加盟国は、この決議の採択から百二十日以内に、この規定の実効的な履行のためにとった措置につき、決議第七百五十一号（千九百九十二年）及び第千九百七号（二千九年）に基づき設置されたソマリア及びエリトリアに関する安全保障理事会の委員会（以下「委員会」という。）に対して報告すべきことを決定し、決議第二千二号（二千十一年）に基づいて再設置された監視団に対し、その最終報告書の中で、木炭禁輸の影響について評価を行うよう要請する。

23　委員会の任務は上記22の規定の措置に適用されることを決定し、監視団の任務も同様に拡大されることを決定し、そのような交易はソマリアにおける平和、安全又は安定に対する脅威を構成する可能性があり、従って、委員会はかかる交易に関与する個人及び団体を、決議第千八百四十四号（二千八年）で設定された対象を特定した措置の対象として指定することができるとみなす。

24　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書

この決議の6の規定に従い、例外的措置として、かつＡＭＩＳＯＭの独特な性格に鑑み、ソマリアに関する事務総長の特別報告書（Ｓ／二〇一二／七四）29及び43の勧告に従って、国連のＡＭＩＳＯＭに対する兵站支援パッケージは、二千十二年十月三十一日まで、最大で一万七千七百三十一人の制服要員分及びＡＭＩＳＯＭ本部を拠点とする二十人のＡＭＩＳＯＭ文民要員分に拡大される。これには、爆発物脅威管理能力の提供、レベルⅡ医療施設及び部隊装備品（ＣＯＥ）の経費償還が含まれる。

適当なＣＯＥには、陸上部門の標準的支援部隊、及び最大で汎用ヘリコプター九機及び攻撃ヘリコプター三機から成る一個航空部隊が含まれる。

ＣＯＥの経費償還は、必要に応じた要員提供国（ＴＣＣｓ）に対する直接の資金移転及び完全な作戦能力を確保するための定期的見直しを含め、国連換算率及び国連の慣行に適合するものとする。上記に特定する航空機を含め国連のＣＯＥ枠組みに含まれない装備品については、要員派遣国との間の交渉によりレター・オブ・アシスト（ＬＯＡ）を作成するものとする。

ソマリアに関する事務総長の特別報告書（Ｓ／二〇一二／七四）29で留意されているとおり、要員提供国が展開させ当該要員提供国が所有していると理解されている装備品のみが経費償還される。要員提供国、ＡＭＩＳＯＭ又はアフリカ連合に対して贈与又は寄付された装備品、若しくは所有権が依然として支援国に属している装備品は、経費償還の対象とはならない。

○財務省告示第百八十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年五月二十八日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二回	一億七千五万円	一億六千九百七十九万千五百二十六円
〃	第二回	七千三百八万円	七千二百九十九万八千百五十六円
〃	第三回	二億五千四百八十三万円	二億五千四百五十二万四千二百四円
〃	第四回	一億七百十万円	一億七百万五千七百五十二円
〃	第五回	四千三百三十万円	四千三百二十五万八千四百三十二円
〃	第六回	三千二百八十四万円	三千二百八十万五千八百四十八円
〃	第七回	三億三千百六十一万円	三億三千百五万六千七百一円